

日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転について

平成 29 年 7 月 4 日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、昨年来、個人情報保護法を前提として、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築を視野に、欧州委員会司法総局と累次の対話を重ねてきており、相互の制度に関する理解は相当程度進んできた。

本年 7 月 3 日には、熊澤個人情報保護委員会委員はヨウロバー欧州委員と会談を実施し、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築の具体的方策等について確認したところである。

この会談を踏まえ、個人情報保護委員会としては、今後、欧州委員会の日本に対する十分性認定に係る作業の進捗に併せて、来年前半を目標に個人情報保護法第 24 条に基づく EU 加盟国の指定を行う可能性を視野に、本年 6 月 16 日に個人情報保護委員会において決定した「個人情報保護法第 24 条に係る委員会規則の方向性について」に基づき、今後委員会規則の改正手続を進めていくこととする。

また、EU 加盟国については、EU の個人情報保護制度のみならず、その制度の遵守態勢、執行態勢並びに相互の理解、連携及び協力の可能性等について確認していく必要があることから、引き続き、情報収集・調査を行うとともに EU 加盟国の各データ保護機関等との対話を引き続き精力的に行っていくこととする。